伊奈町
まちづくり
基本条例

概要版

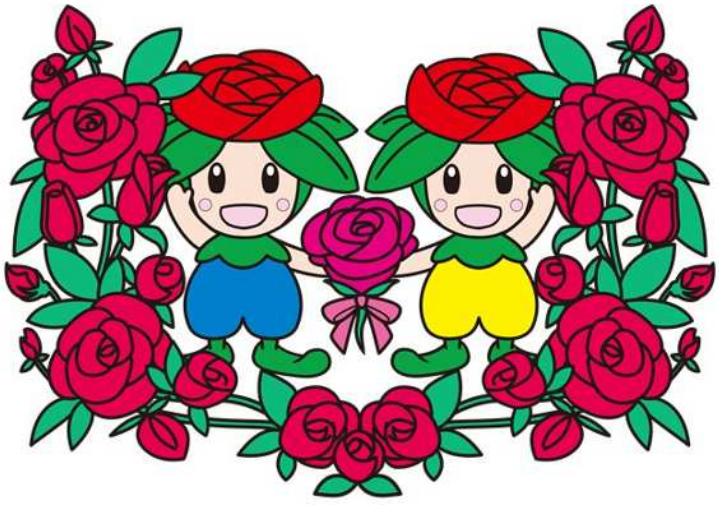

令和７年４月
伊奈町

「まちづくり基本条例」ってなに？

Q そもそも「条例」とは？「まちづくり基本条例」ってなに？

条例とは、国の法律のもとにおいて、地方公共団体が各自で決めるルールです。
したがって、「伊奈町まちづくり基本条例」とは、伊奈町のまちづくりの基本的な事柄を定めた、伊奈町のルールです。

Q なぜ、まちづくり基本条例が必要なの？

伊奈町は、ニューシャトルの開通や区画整理事業などによる住環境の向上により、昭和４０年代から人口増加が続いていましたが、現在では落ち着きを見せ、人口の伸びは鈍化、将来的には、徐々に減少するとの予測もなされています。
さらに、少子高齢化の進行やコロナ禍の影響も重なり、コミュニティの希薄化により、地域力の低下が大きな課題となっています。
このような状況を踏まえて、住みよいまちづくりを進めるためには、町（役場）や（町）議会のみならず、町民の皆さんも地域に関心を持ち、まちづくりの主体者として積極的に関与していただき、この三者で協働しながら、これからのまちづくりを推進していくことが、とても重要となります。
この実現のためには、町民・町（役場）・（町）議会の三者が、共通の認識、ルールの下で、協力しあっていくことが求められることから、まちづくりを推進するための基本的な事項や、伊奈町におけるまちづくりの基本原則を規定し、三者の協働によるまちづくりを推進していくことを目指して、「伊奈町まちづくり基本条例」を制定しました。

Q まちづくり基本条例でなにが変わるの？

この条例では、よりよいまちづくりを進めるための、基本的な事柄を定めています。
条例と言っても、町民の皆さんに特別な規制を設けるものではありません。
この条例により、まちづくりの主体である「町民」、「町」、「議会」の権利や責務、町政に関する情報の共有、参加と協働のルールについて定めることで、町民の皆さんの声をより一層、町政に反映させることができます。
具体的には、例えば、町が開催する会議に、町民の皆さんが、より参加しやすくなるよう、取り組んでいきます。
町民の皆さんと町と議会がお互いに協力することで、伊奈町らしい、住みよいまちの実現に一歩ずつ近づいていきます。

Q どうやって制定されたの？

令和４年度から本格的に、条例を制定するための様々な検討をしてきました。
具体的には、公募委員を含む町民の皆さんに委員を務めていただいた「伊奈町まちづくり基本条例懇話会」での議論や、町民アンケート調査、町民コメントなどでの多くの皆さんの意見を踏まえ、令和７年４月１日に施行しました。

「まちづくり」ってなに？

伊奈町がよりよいまちとなるために行われる
さまざまな活動のことを、「まちづくり」といいます。

・行政区・自治会
などの活動
・防災・防犯
パトロール
・高齢者や子どもの
見守り
・ボランティア活動

・自然保護活動・
文化活動
・町のイベント
・町の講座や
ワークショップ

・選挙で投票をする
・町のアンケートに
回答する
・町民コメントで
意見を述べる
・役場の審議会等の
委員に応募する

町では、さまざまなまちづくり活動に
積極的に関わり、支援していきます。

「まちづくり基本条例」の内容は？

みんなの**願い（目的）**はこれ！

目的（第１条）

町民参加型のまちづくりの実現

まちづくりの合言葉・考え方（基本理念）（第４条）

町民が主体のまちづくり
協働のまちづくり
町民が輝くまちづくり

みんなの願いを達成するために、
３つの合言葉と**４つのポイント**
が大切なんだね

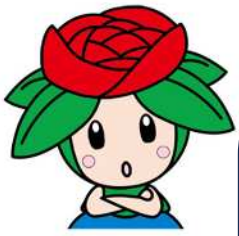

まちづくりのポイント・進め方（基本原則）（第５条～第８条）

- 町民参加と協　働
- 情　報共有等
- 地　域尊　重
- 環　境配　慮

「まちづくり」のしくみは？

まちづくりは、伊奈町にお住まいの方だけでなく 、伊奈町で多くの時間を過ごす、通勤・通学者等にも、関わるものです。
そのため、条例では、「町民」を「町内に住む人、働く人、学ぶ人、活動する人又は団体」と幅広く定義しています。

町民が主体のまちづくりのために、町民と町、議会が力を合わせて協力していくんだね

町民の権利
- ○参加する権利
- ○情報を知る権利
- ○必要な説明を受ける権利

町民の責務
- ○まちづくりへの積極的な参加
- ○納税の義務
- ○選挙権の行使

町民

協働

協働

情報の公開及び発信

情報の共有

個人情報の保護

町

議会

協働

町長の責務
- ○誠実かつ公正な町政運営
- ○効率的かつ効果的な行政運営
- ○職員の適切な指揮監督

職員の責務
- ○誠実かつ公正な職務遂行
- ○町民との積極的な協働

共に考えて協力しあうこと

議会及び議員の責務
- ○伊奈町議会基本条例の規定に基づく責務

伊奈町まちづくり基本条例

（（※）「前文」は裏表紙に掲載しています）

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、伊奈町におけるまちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、町民、町及び議会の協働を推進し、町民参加型のまちづくりを実現することを目的とする。

（条例の位置付け）

第２条　町民、町及び議会は、この条例の趣旨を尊重するものとする。

２　前条の目的を達成するため、まちづくりにおける他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　町民　町内に住所を有する者及び町内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。

（２）　町　町長（水道事業及び下水道事業の管理者としての権限を行う長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びにその執行に関わる職員をいう。

（３）　まちづくり　伊奈町における公共の福祉の増進を目的とする全ての活動をいう。

（４）　町民参加　町民が、町が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程において、主体的に関与することをいう。

（５）　協働　町民、町及び議会が、それぞれの責任と役割分担に基づき、対等の立場で共に考え、共通の目標に向けて協力しあうことをいう。

第２章　まちづくりの基本理念と基本原則

（まちづくりの基本理念）

第４条　町民は、まちづくりの主体者として、町及び議会とともに、町民が輝くまちづくりを推進するものとする。

（町民参加と協働の原則）

第５条　町民、町及び議会は、町民参加により、協働してまちづくりを推進することを原則とする。

（情報共有等の原則）

第６条　町民及び町は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有することを原則とする。

２　議会における情報共有等の原則については、伊奈町議会基本条例（平成２５年条例第２２号。以下「議会基本条例」という。）第１２条で定めるところによる。

（地域尊重の原則）

第７条　町民、町及び議会は、地域の文化、歴史、伝統等の特徴を活かしながら、子どもからお年寄りまで全ての町民が住みやすく暮らしやすい、安心で安全な地域社会を実現するために、地域の特性を尊重し、その支援を行うことを原則とする。

（環境配慮の原則）

第８条　町民、町及び議会は、人と自然とが共生できる持続可能な循環型社会の実現のため、環境への影響に配慮したまちづくりの推進に努めることを原則とする。

第３章　まちづくりの主体の役割等

（町民の権利及び責務）

第９条　町民は、まちづくりに関して、参加する権利、情報を知る権利及び必要な説明を受ける権利を有する。

２　町民は、まちづくりの主体者であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

３　町民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する町民は、その行使の機会を活かすように努めるものとする。

（町長の責務）

第１０条　町長は、町民の信託に応え、誠実かつ公正に町政運営に当たり、まちづくりを推進しなければならない。

２　町長は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。

３　町長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。

（職員の責務）

第１１条　全ての職員は、町民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の職務上の指示に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

２　全ての職員は、積極的に町民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

（議会及び議員の責務）

第１２条　議会及び議員の責務については、議会基本条例第１８条で定めるところによる。

第４章　情報の共有

（情報の公開及び発信）

第１３条　町及び議会は、開かれた町政の推進を図るため、伊奈町情報公開条例（平成１３年条例第２号）で定めるところにより、保有する行政情報を公開しなければならない。

２　町は、町民参加型のまちづくりを実現するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。

３　議会の情報の発信については、議会基本条例第１２条で定めるところによる。

（個人情報の保護）

第１４条　町及び議会は、個人の権利利益の保護及び適正な町政運営に資するため、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第２５号）及び伊奈町議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第２９号）で定めるところにより、保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

第５章　実効性の確保

（条例の見直し）

第１５条　町長は、社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて、この条例を見直すための措置を講ずるものとする。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

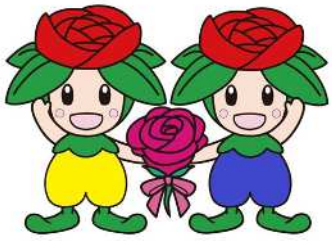

前　文

私たちのまち伊奈町は、バラのまちとして親しまれ、町民がいきいきと美しく輝くまちとして、発展を続けています。

古くは旧石器時代から人々の生活が営まれ、近世になると、町名の由来ともなった伊奈備前守忠次が、ここ武蔵国足立郡小室に陣屋を構え、関東一円の治水や新田開発、河川改修等を行い、関東繁栄の礎を築きました。

豊かな自然と心安らぐ田園風景に囲まれながらも、首都中心部から４０キロメートル圏内という地理的好条件に加え、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の開通や都市基盤整備などによる住環境の向上とともに、人々が集う活気あふれる歴史と文化の薫り高いまちとして、さらなる発展を続けています。

先人たちは、自然と歴史を尊び、郷土を大切にし、さらに創意と努力による魅力あるまちを目指すことを伊奈町民憲章に掲げ、まちづくりを進めてきました。

私たちは、これまで先人たちが築いてきたこのまちを、町民、町及び町民の代表たる議会の協働による町民参加型のまちづくりを推進することにより、一層魅力あるまちとして将来に引き継ぎます。

私たちのまちが、バラの咲き誇る賑わいのある美しいまち、歴史と伝統が息づいた忠次公ゆかりのまちとして、人々から広く親しまれ、愛されることを願いつつ、日本一住んでみたいまちを目指すとともに、誰一人取り残されず幸福に暮らせる、町民主体の開かれたぬくもりのあるまちづくりを実現するため、この条例を定めます。

伊奈町
Ina Town

お問い合わせ先

伊奈町企画課政策企画担当
〒362-8517　埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地
TEL　048-721-2111
E-Mail　kikaku@town.saitama-ina.lg.jp